

島根県医師会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、島根県医師会（以下「本会」という。）定款第12条によりこれを定める。

(会員に対する表彰)

第2条 会員に対する表彰は、次のとおりとする。

- 一 通算30年以上本会会員であった者
- 二 災害救護等のため殉職又は功労のあった者
- 三 医学、医術に関する研究により、特に医学界に貢献をした者
- 四 地域医療に顕著な功績をあげた者
- 五 学校医として20年以上勤務した者、又は学校保健に関し顕著な功績をあげた者
- 六 通算10年以上本会役員、又は代議員に就任した者。
- 七 本会に功労のあった者

(医療従事者に対する表彰)

第3条 本会会員が開設又は管理する病院、診療所、共同利用施設等に勤務する医療従事者であって災害救護等のため殉職又は功労のあった者について表彰を行う。

(准看護学校の学生に対する表彰)

第4条 本会会員が開設又は管理する医師会立准看護学校に在籍する学生であって特に学業成績優秀な者について表彰を行う。

(職員に対する表彰)

第5条 本会に勤務する職員の永年勤続表彰については、10年毎に理事会において決定する。

(被表彰候補者の推せん)

第6条 第2条第二号、第三号、第四号並びに第3条による被表彰候補者については、所属郡市医師会長の推せんによるものとする。

2 第4条による被表彰候補者については、所属准看護学校長の推せんによるものとする。

(表彰の方法)

第7条 表彰の方法については、理事会において決定する。

(表彰の祝品)

第8条 第2条、第3条、第4条、第5条の表彰による被表彰者には、祝品を贈ることとし、その額は別表で定める。

(規程の改正)

第9条 この規程は、代議員会の決議を経なければ改正することができない。

附 則

(施行期日)

- 1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(表彰に関する経過措置)

- 2 本規程施行の際、当該規程第2条、第3条、第4条並びに第5条による表彰は、従前の旧社団法人島根県医師会における期間から継続して算定することができる。
- 3 平成27年6月21日一部改正、同日施行

別 表

通算 30 年以上本会会員であった者	10,000 円相当
災害救護等のため殉職又は功労のあった者	20,000 円相当
医学、医術に関する研究により、特に医学界に貢献をした者	20,000 円相当
地域医療に顕著な功績をあげた者	20,000 円相当
学校医として 20 年以上勤務した者	10,000 円相当
学校保健に関し顕著な功績をあげた者	20,000 円相当
通算 10 年以上本会役員、又は代議員に就任した者	10,000 円相当
本会に功労のあった者	20,000 円相当
本会会員が開設又は管理する病院、診療所、共同利用施設等に勤務する医療従事者であって災害救護等のため殉職又は功労のあった者	10,000 円相当
本会会員が開設又は管理する医師会立准看護学校に在籍する学生であって特に学業成績優秀な者	10,000 円相当
本会に勤務する職員の永年勤続表彰	10,000 円相当